

三好市まちづくり 基本条例を紹介します



平成24年10月1日に施行された「三好市まちづくり基本条例」を広く知っていただくために、条例の内容について連載しています。今回は「第6章 行政運営の基本原則」についてご紹介したいと思います。

「行政の組織及び運営」

ってなに？

- ① 行政の組織は市民にわかりやすく、機能的なものではないと認められない。
- ② 市は、市域が広く山間地が多いという三好市の特性を踏まえ、行政運営を行うものとする。

行政の組織と運営の基本的なあり方について定めています。三好市は市域が広く山間地が多いという地理的な特性があります。こうした実態をふまえて、市役所組織のあり方や山間地に配慮したより身近な行政運営に努めることを定めています。

「国、県との関係」

ってなに？

- ① 市は、国及び徳島県と対等の立場にあることを踏まえ、自らの判断と責任において、施策を決定するものとする。

地方分権の流れをふまえて、「自分たちのことは自分たちで決める」という自治の原点に立って、市は自らの判断と責任において政策を決定すべきであるという考え方を定めています。



「財政」

ってなに？

- ① 市は、財源を効率的かつ効果的に活用して市民サービスの向上に努めるとともに、健全な財政運営に努めなければならない。
- ② 市は、資本金の2分の1以上を市が出資する法人に対し、その財政状況を市民にわかりやすく公表し、健全な財政運営と経営の透明化を図るよう、指導及び助言を行うものとする。

財政運営についての市の姿勢、基本的な考え方を定めています。行政は税金や使用料、手数料など市民の負担によって運営されていることから、第1項では、財政を効率的かつ効果的に活用して市民サービスの向上に努めることを定めています。第2項は、市の財政だけでなく、外郭団体の財政についても透明化を図ることを定めています。市が資本金を2分の1以上出資する外郭団体に対して、自治法に基づき議会への報告などは別に、市民に直接財政状況の公開などを指導することを明確にしました。

「市民の意見等の聴取及び 応答責任」

ってなに？

- ① 市は、常に市民の意見、要望、提案及び苦情等（以下「意見等」という。）の聴取に努めなければならない。
- ② 市は、市民の意見等に対して、速やかに応答しなければならない。

市は常に市民の意見に耳を傾けるとともに、苦情や意見については迅速に答える「応答責任」があることを定めています。来月号も引き続き「第6章 行政運営の基本原則」について解説していききたいと思います。



詳しい内容は三好市ホームページで公開中です。ぜひご覧ください。
◀ QRコードからアクセスできます

お問い合わせ先
三好市 企画調整課

電話 72-7607・ファックス 72-7202
kikakuchousei@city.tokushima-miyoshi.lg.jp